

## 日本企業経営学会 学会誌『東 Asia 企業経営研究』「投稿規程」

### 1. 編集および刊行

- (1) 本学会誌は、隔年で当該年度の2月10日に発行し、会員に配布する。
- (2) 投稿者は、正会員とする。
- (3) 正会員は、正会員以外の者と共同執筆することができる。
- (4) 大学院修士課程生である会員の投稿は、指導教員との共同執筆とする。
- (5) 編集は、会長によって選任された編集委員会が行う。

会長は編集委員の中から編集委員長を選任する。

編集委員長が必要と認めた場合は、掲載の可否を含めた編集上の判断を、関係資料を示した上で、常任理事会に委ねることができる。この場合、理事長は可及的速やかに常任理事会に諮り、常任理事会は委ねられた事項の判断を行う。

### 2. 投稿

#### (1) 投稿原稿

- ① 原稿は原則として未発表の論文、研究ノート、調査報告、シンポジウム報告、書評とする。書評については、会員からの申し出があった場合に限る。申し出の可否及び可とされた場合の謝金の額は常任理事会で審議・確定する。学会での報告論文、プロシーディングス論文、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、科学研究費補助金等の報告書、学士論文、修士論文および博士論文の一部の投稿は例外として投稿可とするが、投稿原稿との関係を本文または注で明らかにしたうえで、関連する論文を添えて投稿することとする。ただし、学会での報告論文、プロシーディングス論文、ワーキングペーパー、ディスカッションペーパーであっても、査読を経て投稿されたものについては、投稿を認めない。
  - ② 全国大会、研究大会で研究発表を行った会員の原稿を受け付ける。
  - ③ その他 会長・編集委員が掲載を認めた原稿
  - ④ 投稿は会費完納者に限られる。
  - ⑤ いったん投稿者より提出された原稿への修正又は追加記入は認めない。ただし査読者による修正の指摘があった場合は、査読者が指摘した個所の修正又は追加記入を行うことができる。査読者が指摘した個所以外の修正又は追加記入を行った場合は掲載不可とする。
- (2) 原稿の締め切りは、当該年度の10月10日とする。
  - (3) 提出物
    - ① プリンターで印刷した原稿を2部  
2部とも原稿の裏に鉛筆でページ番号をふること。
    - ② 本文の完成原稿とは別に、英文タイトルを記入した用紙を2部提出すること。

③ 完成原稿が保存された USB または CDR などの携行可能な記憶メディア 1 枚

注：原稿は Word 文書にて作成すること。各自の使用した機器で原稿を USB または CDR などの携行可能な記憶メディアに保存し、(ア)(イ)を記載したラベルを USB または CDR などの携行可能な記憶メディアに貼ること。ただしこれらの原稿を原稿提出先の Email あてに添付ファイルのうえ提出してもよい。

(ア) OS, ワードプロソフトの名称とバージョン

(イ) 論文名と執筆者名、

注：当該記憶メディアを返却しません

④ 投稿者は完全原稿を提出すること。提出後の原稿の内容の変更は一切認めない。未完全の原稿は受け付けない。完成原稿の判断は編集委員会が行う。

⑤ 日本企業経営学会学会誌 投稿票

(4) 用紙サイズおよびページ数

B5、15 ページ（18 ポイント活字表題、14 ポイント活字副題、12 ポイント活字所属・執筆者名を含む、

本文 10 ポイント活字 35 字×31 行×15 ページ）以内。

書評については、35 字×31 行×5 ページ以内。

(5) 原稿提出先

〒592-8344 大阪府堺市西区浜寺南町 1-89-1

羽衣国際大学現代社会学部 日向浩幸 宛

大学代表電話番号 072-265-7000

大学代表 FAX 番号 072-265-7005

E-mail: hhimukai\*hagoromo.ac.jp (\*を@に変更してください)

(6) 投稿料

基本料金 20,000 円（15 ページ以内）

(7) 投稿料振込先

郵便振替 00840-5-0069884

加入者名 日本企業経営学会

掲載決定後、速やかに振り込んでください。

(8) 書評についての謝金の額は常任理事会で審議・確定した額を支払う。

### 3. 審査

「査読規程」による。

### 4. 規程の改定

この規程の改定は常任理事会の議を経て理事長が行う。

## 付 則

- ・この規程は、1997年4月1日より施行する。
- ・2011年4月1日改定。
- ・2013年4月1日改定。
- ・2014年5月10日改定。
- ・2015年8月28日改定。
- ・2019年8月21日改定。
- ・2019年12月21日改定。
- ・2020年8月18日改定。
- ・2022年3月9日改定。
- ・2024年9月3日改定。